

ちょっといんふお

被扶養者の認定要件について

年金給付係

被扶養者とは

共済組合における被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持している方であり、身分関係と生計維持関係の両方を満たしていなければなりません。

被扶養者として認定された方は、各種給付を受けることができます。

次のような方は被扶養者として認められません！！

恒常的な収入が次の認定限度額以上の方

- 年額 130 万円以上
- 公的年金等を受給している方は年額 180 万円以上

* 公的年金等に含まれるもの

恩給・国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金・企業年金・遺族年金・障害年金・個人年金など

被扶養者として認定されていても、こんな場合は取消しになります

パート・アルバイト等の3か月以上の雇用契約で・・・

明らかに月額 108,334 円以上の収入が見込まれるとき
月額が不定で、108,334 円以上収入がある月が3か月連続したとき
就労先で厚生年金保険及び健康保険が適用されたとき
(保険証が交付されたとき)

公的年金等を受給している方で・・・

年金額の改定により、認定限度額以上になったとき

事業所得者・不動産所得者・農業所得者等の方で・・・

年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が、認定限度額以上となったとき

* 必要経費は、所得税法上の取扱いとは異なるため、詳細は共済組合へ問い合わせてください。

雇用保険の失業給付を受けている方で・・・

日額 3,612 円以上受給しているとき

取消日以降に保険証を使用して医療機関を受診していた場合は、共済組合が負担した医療費全額を返納することになるから気をつけてね



組合員証等の検認が始まっています！

毎年度、被扶養者として認定されている方について要件を満たしているかどうか資格確認を行っています。

平成 29 年 8 月 1 日現在、被扶養者として認定されている方が検認の対象となっていますので、必要書類を、所属所を通じて共済組合へ提出してください。

毎年収入超過によって、さかのぼって取消す事例が多いため、日頃から被扶養者の収入等の確認をお願いします。

各種相談窓口のご案内

公立学校共済組合本部・支部

公立学校共済組合本部が開設している下記の相談窓口の電話番号等は、公立学校共済組合のホームページ上の「組合員専用ページ」

(ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/member/index.html>) にログインして確認してください。

- 教職員電話健康相談24
- 女性医師電話相談
- Web相談(こころの相談)
- 介護電話相談
- 電話・面談メンタルヘルス相談

福利厚生等相談

☎ 099-286-5207
FAX 099-286-5663

面接、電話、FAX 又は文書で共済組合の長期給付、短期給付、貸付事業に関する相談、問い合わせに応じています。

- ・相談先 公立学校共済組合鹿児島支部
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 (鹿児島県庁行政庁舎16階 総務福利課内)
- ・受付時間 毎週月～金曜日の8時30分～17時(祝日、12/31～1/3を除く。)

ストレスセルフチェック ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

自己診断に基づくストレスへの気付き(セルフチェック)を促し、ストレスの自己解消の取組、(セルフケア)に役立ちます。気軽にプライベートで利用でき、家族での取組もできるチェックリストです。

公立学校共済組合九州中央病院

メンタルヘルス相談(交通費支給:上限あり)

「メンタルヘルス予約」とお伝えください。

☎ 092-541-4936

メンタルヘルス相談では、九州中央病院の専門の医師及び臨床心理士がいろいろな悩みの相談に応じています。(要予約)

- ・受付時間 毎週月～金曜日の9～17時(祝日、12/29～1/3を除く。)
- ・その他 投薬・検査等が必要になった場合は保険診療(有料)となります。

セカンドオピニオン無料相談

「セカンドオピニオン予約」とお伝えください。

☎ 092-541-4936

セカンドオピニオン無料相談とは、今かかっている医師以外の専門家の意見を聞くものです。家族の方々などの代理人からの相談も受け付けています。(要予約:ホームページによる申し込み可)

- ・受付時間 毎週月～金曜日の8時30分～17時(祝日、12/31～1/3を除く。)
- ・相談先 〒815-8588 福岡市南区塩原3-23-1 ホームページアドレス <http://kyushu-ctr-hsp.com>

県教育委員会

教職員よろず相談

☎ 099-224-6248

さまざまな悩み、不安なことなど何でも相談を受けています。(電話、面接、文書、電子メール)

Email: soudan01@pref.kagoshima.lg.jp

- ・相談先 教職員相談員
臨床心理相談員
- ・毎週水～土曜日の9時30分～20時
- ・毎週日曜日、火曜日、祝日の9時30分～17時(図書館休館日、年末年始を除く。)
- ・毎月2・4木曜日の9時30分～16時(祝日、図書館休館日を除く。)

メンタルヘルス相談

教職員とその家族等を対象に、心の健康についての相談に応じています。

- 県精神保健福祉センター(ハートピアかごしま内) ☎ 099-218-4755
 - ・面接相談 毎週月曜日(再来のみ)、木曜日(新規・要予約)の9時～11時
 - ・電話相談 毎週月～金曜日の8時30分～17時(祝日、12/29～1/3を除く。)
- 県立始良病院 ☎ 0995-65-3138
 - ・面接相談 毎週月～金曜日の13時～17時(要予約)
 - ・電話相談 毎週月～金曜日の9時～17時(祝日、12/29～1/3を除く。)

